

叱られたとき、叩かれたり、  
けられたりすることはありま  
せんか？

障害があることを理由に不当な扱  
いを受けたり、生活する上で当然  
必要な配慮をしてもらえなかつた  
りしたことはありませんか？

励ましや指導以外でむ  
やみに体を触られたり、  
性的な言葉や行動で嫌な  
思いをすることはありま  
せんか？

気になること、困ったことがあれば  
いつでも相談窓口の先生に相談してください。

『体罰、セクシュアル・ハラスメント  
パワー・ハラスメント、障害などを理由とする差別』  
相談窓口

相談員 河村哲志教頭先生，細川 研先生，國原めぐみ先生

電話 0824 (54) 2020

中学校以外に次の機関でも相談を受け付けています。

三次市教育委員会学校教育課

電話 0824 (62) 6187

広島県教育委員会事務局

電話① 082 (513) 4917

電話② 082 (513) 4918

電話③ 082 (513) 4919

布野中学校は、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、  
障害などを理由とする差別などのない安心・安全な学校をめざします。